

令和8年度（2026年度）グローバルジュニアドリーム事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）グローバルジュニアドリーム事業業務委託

2 事業概要

(1) 目的

県内の小学6年生及び中学生に、「夢」講話や台湾の人々との交流を通して、自分の夢と可能性を発見する機会を提供するとともに、世界の中の日本・郷土熊本に誇りを持ち、グローバル社会に視野を向けた子どもの育成を図る。

また、高校生が団員を支援する機会を通し、社会参加活動やボランティア活動の促進を図り、グローバル社会で活躍できるリーダーの育成を図る。

(2) 委託内容

受託者は、事前視察及び本研修（台湾訪問）の企画・実施について、別紙仕様書に記載する業務及びそれに伴う代金決済業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）9月28日（月）

(4) 委託限度額

8,448,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ 上記の金額は、提案にあたっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。

3 プロポーザル参加資格要件

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により、入札参加資格者を有する事業者であること。
- (2) 過去に本事業類似の業務実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号の規定に該当しないこと。
- (4) 熊本県内に本社、支社、営業所等を有する事業者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (8) 参加表明書提出期限において、国又は都道府県から指名停止の処分を受けていないこと。
- (9) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下でないこと。

4 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案書を公募のうえ、県の審査委員会により審査する。
なお、公募の方法については、熊本県ホームページへの掲載とする。
- (2) 事業の委託を希望する者は、本実施要領によりプロポーザル参加表明（参加表明書の提出）をし、企画提案書等を提出する。
- (3) 県は審査委員会で企画提案書等の内容を審査し、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (4) 県は最も優れた提案を行った者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。
なお、契約条件が合意に至らなかった場合は、次点者と契約締結について協議を行う。
- (5) この選考により決定する委託業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び県会計規則第95条第1項第1号の規定に該当するため随意契約とする。

5 質問と回答

- (1) 受付期間は令和8年(2026年)4月7日(火)までとし、電子メールにより行うこととする。また、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

メールの送信先 熊本県くらしの安全推進課 Email anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

電話先 096-333-2294

- (2) 質問のあった事項及び回答については、4月13日(月)までに熊本県ホームページへ掲載する。

6 参加申込み

参加を希望する事業者は、参加表明書(別紙様式1)を提出すること。

- (1) 提出方法

参加を希望する者は、期限までに郵送、持参または電子メールにより参加表明書を提出すること。電子メールの場合はPDFファイルにより提出すること。

- (2) 提出期限

令和8年(2026年)4月14日(火)午後5時

- (3) 提出先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課

TEL 096-333-2294 FAX 096-382-7403

Email anzensuishin@pref.kumamoto.lg.jp

7 企画提案書の提出について

- (1) 提出物

ア プロポーザル参加申込書(別紙様式2)

イ 企画提案説明書(別紙様式3)

ウ 企画提案書 5部(うち3部は会社名未表記)

エ 見積書 5部(うち3部は会社名未表記、表記分のみ押印)

オ 事業者の取組に関する申出書(別紙様式4)※該当する場合のみ

カ 必要に応じてパンフレット等(5部)

- (2) 提出期限

令和8年(2026年)4月21日(火)午後5時

- (3) 提出先

6の(3)に同じ。郵送または持参により提出すること。

8 審査

別途設置する審査委員会により、提出された企画提案書等の内容を次の基準により厳正に審査し、委託候補者を決定する。

- (1) 審査基準

ア 企画内容

(ア) 事業目的を達成する内容となっているか。【20点】

(イ) 行程全体において円滑な遂行が可能な内容か。【20点】

(ウ) 業務実施体制は十分か。【20点】

(エ) 安全・事故防止に配慮されているか。【20点】

イ 見積金額

(ア) 企画内容から見て、妥当な金額となっているか。【13点】

ウ 事業者の取組

(ア) 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。【1点】

- (イ) 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。【1点】
- (ウ) 協力雇用主に登録しているか。【1点】
- (エ) 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等があるか、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。【1点】
- (オ) 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。【1点】
- (カ) 熊本県 SDGs 登録制度に登録しているか。【1点】
- (キ) 「パートナーシップ構築宣言」に登録しているか。【1点】

(2) 審査方法

- ア 選考基準を基に、各選考委員が採点を行い、順位付けを行う。
- イ 最も評点の高い者を委託候補者とする。評点が同数の場合は、選考委員の協議により決定する。
- ウ 採用基準点数は、合計150点とする。

9 今後のスケジュール

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 令和8年（2026年）4月14日（火） | 参加表明書締め切り |
| (2) 令和8年（2026年）4月21日（火） | 企画提案書等締め切り |
| (3) 令和8年（2026年）4月27日（月） | 審査委員会開催・委託業者決定 |
| (4) 令和8年（2026年）5月15日（金） | 業務委託契約（予定） |
| (5) 令和8年（2026年）6月 3日（水）～6月5日（金） | 事前視察 |
| (6) 令和8年（2026年）7月25日（土） | 事前研修会・保護者説明会 |
| (7) 令和8年（2026年）8月 5日（水）～8月9日（日） | 本研修 |
| (8) 令和8年（2026年）8月22日（土） | 事後研修会 |
| (9) 令和8年（2026年）9月28日（月） | 事業完了 |

10 その他

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3) 提出された企画提案書が採用された場合、その使用権等の一切の権利は熊本県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書等の作成、提出に係る諸経費は参加者の自己負担とする。
- (5) 提出された企画提案書が採用されなかった場合、県はその企画を無断で使用しない。
- (6) 契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。